

◎新潟県告示第1329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年12月7日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 燕弥彦都市計画道路
- (2) 名称 3・4・12号 燕中央通り線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・12号 燕中央通り線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和3年12月7日  
至 令和3年12月21日

(2) 場所

- ア 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）  
新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課
- イ 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）  
燕市都市整備部都市計画課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

燕市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和3年12月21日（火）（必着のこと。）